

第9期第1回 福岡市市民公益活動推進審議会

1 開催日時 令和4年9月12日（月） 14:00～15:00

2 場 所 オンライン会議／福岡市役所9階 顧問室

3 議 題

(1) 福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可について（諮問）

(2) 福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る検討部会の設置について（審議）

・部会の要綱について

・部会の委員について

(3) 福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る検討 部会等の公開/非公開について

4 出席者 (出席委員9名)

今井委員、駒田委員、下川委員、曾我部委員、辻委員、寺島委員、萩沢委員、藤本委員、守田委員

5 傍聴者 なし

6 議事概要

○会長、副会長の選出について

福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱の規定に基づき、委員の互選により、会長に萩沢委員、副会長に曾我部委員を選出した。

【審議】

(1) 福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可について（諮問）

資料1に基づき説明

【会 長】事務局からの説明についてご意見、ご質問を。

【委 員】諮問事項に、条例第6条に該当するか否かとあるが、第4号の「管理上支障があると認められるとき」に該当するのではと思ったが、その基準がはっきりしないので、市民公益活動推進条例第2条第1号のアの「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化教育するもの」に該当するか否か、第2号の「市民公益活動を継続的に行うもの」に該当するか否か、というあたりが、あすみんなの中で信者の教化育成をしていないか、実際に市民公益活動をしているか等、具体的な話ができるように思う。第6条に該当するか否かという書き方で妥当なのか。

【事務局】 諮問書に記載されている条例第6条では、施設利用の許可の基準と取消しについて定めている。同条第1項第2号において、施行規則の規定に違反又はそのおそれがある場合は、許可を取り消すことができるとされており、施行規則第4条第2項第1号及び2号で、市民公益活動を継続的に行っているか、宗教活動を目的とするものではないか等が基準となっており、この点も調査審議の対象となっている。

【委員】 承知した。

【委員】 市長からの諮問にある、市民の不満や不安があるのではということだが、本日時点までにそういった声は届いているか。

【事務局】 市民公益活動推進課で把握している市民の意見は、合計9件で、取消ししたほうがよいが5件、取消しの必要がないが2件、その他が2件となっている。

【委員】 具体的な理由についてはどうか。

【事務局】 取消ししたほうがよいという意見については、旧統一教会の関連団体が公共施設を使うのはよくないという意見が大半である。

【委員】 対象団体があすみに登録されているというのは、どういう方法で公になっているのか。また、取り消したほうがいいというのが一般的な考えと私は思うが、取消しの必要がないと言っている方は対象団体に所属している方なのではないか。

【事務局】 取消しの必要がないという意見については、以前、対象団体の活動に参加して、特に宗教活動はなかった、或いは単にボランティア活動だったので取り消しの必要がないという意見だった。

【事務局】 あすみに登録されている団体については、ホームページに活動内容などを掲載している。対象団体が登録されていることについては、市民団体の方から登録を取消すべきとの要望も出されており、報道等もされている。
本審議会では市民公益活動の活性化について審議いただいているところだが、諮問書にもあったとおり、一連の報道を受けて市民の方の不安や懸念があすみの利用の抑制につながり、市民公益活動の活性化にも影響を及ぼすのではないかと、といったことも踏まえてご審議いただき、最終的な答申をいただければと考えている。

【委員】 あすみの利用は、登録を済ませたうえで利用申請をするのか。利用したいときに登録するのか。

【事務局】 まず登録していただき、会議室などの貸室の利用をする場合は、専用利用許可申請をしていただく。

【事務局】 利用許可の申請をしていただき、内容を審査し許可されれば、登録団体として登録され、翌年8月末まで登録される。また、ミーティングコーナーやワーキングコーナーは空いていれば自由に使える。会議室等については登録団体のみ利用でき、利用の都度申請をしていただくことになる。

【委員】 対象団体については、今回登録の申請が初めてあったのか、これまでも団体として登録されているのか。後者であれば、団体の登録申請があった場合の審査の判断の基準が問題になると思う。今回問題になったから排除ということではなく、登録した時点での判断基準がどうだったのか。また、それ以外の団体も潜んでいるのではないかというチェックはどのようになるか。

【事務局】 対象団体については、平成28年4月以降、毎年登録の更新の申請がされている。8月31日に登録期間が終了したため、9月2日に利用許可申請があった。また、他の団体について調査したが同様の団体は把握していない。

【事務局】 利用許可申請をいただいて、規則の各条文に該当するか否かを書面上確認をして許可をしている。今回の申請内容についても、改めて書類の確認と、必要に応じてヒアリングをしていく。また、一連の報道やその影響をどう捉えていくかも踏まえて答申をいただきたいと考えている。

【委員】 あくまでも書面上の確認で、活動の実態を調査するという事はなかったということか。

【事務局】 書面上の審査が主である。

(2) 福岡市 NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る検討部会の設置について (審議)

【事務局】 先ほどの諮問事項の調査審議にあたっては、福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱第4条において、「特定の事項を調査審議するため、審議会の一部の委員をもって、部会を設置できる。また、特に必要があると認めるときは、部会に審議会委員以外の委員を置くことができる。」と規定されていることから、今回の諮問事項においては、憲法や地方自治法等が論点になると考えられるため、法律を専門とする学識経験者を委員に含めた検討部会を設置し、集中して審議してはどうかと考えている。

【会長】 事務局からの説明についてご意見、ご質問を。

【委員】 諮問があった都度、検討部会を設置するのか。

【事務局】 今回の部会の設置の提案は、この対象団体の利用許可に限っての部会の設置として提案している。従来、必要に応じて部会を作ってきた経緯がある。公の施

設の利用許可については、集会の自由にも深く関わっており、憲法や地方自治法等の法的な観点からの議論も必要と考え、法律の専門の方にも入っていた部会を設置し集中して審議いただいてはどうかというご提案である。

【会 長】採決を行う。検討部会の設置について事務局案に賛成の委員は挙手を。

(全員挙手)

【会 長】それでは、福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る検討部会を設置することとする。

●部会の要綱について

資料 2・3 に基づき説明

【会 長】事務局からの説明についてご意見、ご質問を。

【委 員】部会運営要綱第8条の審議結果の報告について、どういう形で報告されるのか。

【事務局】部会で答申案をまとめていただき、それを部会から審議会へ提出いただく。

【委 員】憲法や地方自治法に関わってくるので、審議会委員にわかりやすい形で説明いただきたい。

【事務局】報告の仕方については部会のメンバーの方とも相談しながら、検討していきたい。

【委 員】部会から審議会への報告については、各委員から質問等があると思うので、書面のみではなく、審議会の中で詳細を報告いただいたほうがよいと思う。

【事務局】いただいたご意見を踏まえ、丁寧に進めていきたい。

【委 員】今回の部会の設置は、審議会運営要綱第4条の、「特定の事項を調査審議する必要があると認められるとき」に該当する、との説明であった。検討部会運営要綱案第2条は、一般的な規定となっているが、「特定の事項を調査審議する必要」について、今回の諮問は、通常、審議会で扱っている事項よりも、(法律的な)専門性が高い事項であるため、部会を設けるという説明であった。一方、諮問がある都度、必ず部会を設置するわけでもないと思うので、今後のためにも、どういう場合に部会を設置するのか等整理しては。

【事務局】今回の審議会においては、審議事項ごとに委員の皆様のご審議、ご承認をいただきながら進めさせていただきたいと考えている。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきたい。

【会 長】採決を行う。部会運営要綱及び部会傍聴要綱について、事務局案に賛成の委員は挙手を。

(全員挙手)

【会 長】 それでは、部会運営要綱及び、部会傍聴要綱については、事務局提案のとおりとする。

●部会の委員について

資料4に基づき説明

【会 長】 事務局からの説明についてご意見、ご質問を。

(質疑なし)

【会 長】 採決を行う。部会の委員について、萩沢委員、曾我部委員の他、外部委員として、岩城弁護士、山下教授の計4名とすることに賛成の委員は挙手を。

(全員挙手)

【会 長】 それでは、部会委員について、その4名とする。

(3) 部会の公開/非公開について

【事務局】 部会運営要綱により、会議は原則公開と定めているが、情報公開条例において、個人の権利利益や当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合や、審議会委員に対する働きかけなど適正な議事運営に著しい支障が生じるおそれがある場合は、非公開とすることができると規定されている。従って、今回の審議内容を踏まえると、一部非公開とすることが適当であると考えており、具体的には、第1回部会での部会長・副会長の互選は公開とし、それ以降の調査・審議及び、次回審議会の部会からの報告については、非公開とすべきと考えている。また、これらに係る議事録及び会議資料についても、非公開とすべきと考えている。

【会 長】 事務局からの説明についてご意見、ご質問を。

(質疑なし)

【会 長】 採決を行う。部会の公開、非公開について事務局案に賛成の委員は挙手を。

(全員挙手)

【会 長】 それでは、部会の公開、非公開について事務局提案のとおりとする。

○閉会

【事務局】 次回の審議会で、検討部会での審議事項について報告を受け、答申案についてご審議いただきたい。

以上